

長岡京市における路上喫煙等の被害の防止に関する指針の 制定と喫煙施設の取り扱いについて（案）

1. はじめに

国において、「健康増進法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 78 号）」が平成 30 年 7 月に公布された。健康増進法の改正以降、市民から望まない受動喫煙等に対する意見が市に寄せられるなど、受動喫煙をはじめとする、路上喫煙等に起因する被害への市民の関心は高いと思われる。

そのような中、令和 2 年 8 月 21 日、長岡京市生活環境の向上等に関する基本条例第 11 条の規定に基づき、長岡京市生活環境審議会に対し、「駅前等の公共空間における喫煙のあり方」について諮問を行った。

検討にあたっては、市民の健康保持及び快適で安心・安全な生活環境の確保の観点から審議を行っていただき、また、より専門的見地からの検討を進めるため、医療関係者及びたばこ販売関係者からも意見聴取され、慎重に議論を重ねていただいた。

長岡京市まちをきれいにする条例では、市民等に対し、たばこの吸い殻をはじめとする「ごみ」のポイ捨てにより、公共の場所を汚さないよう求めている。また、喫煙者には、屋外での喫煙について、携帯灰皿を携帯しての喫煙又は、灰皿が設置されている場所での喫煙を求めている。

市の総合計画では、「住みたい、住みつづけたい、悠久の都」を目指すことが掲げられており、受動喫煙をはじめとする路上喫煙等に起因する被害をなくすことは、市民の健康を保持し、快適で安心・安全なまちづくりを推進していく上でとても重要なことであると考えている。

2. 路上喫煙等による被害の防止に関する取り組み（指針の制定）

喫煙者には路上喫煙等に際して、他者への思いやりを持った責任ある行動を求めていくことが重要であると考えている。喫煙行為自体は、個人の自由の範疇に属する行為であるが、喫煙時に周囲の方への健康被害等の防止を図ることは、喫煙者が守るべきことであると考えている。

しかしながら、他人の健康への配慮の欠如や、ポイ捨てや火の不始末といった、マナーを守らない喫煙行為も一部で存在する。そこでこうした行為に対しては、強く自制を求めると同時に、人が密集する駅前等の場所では、より重点的に路上

喫煙等による被害を防ぐ取り組みが必要であると考え。特に、歩きたばこ等の喫煙マナーを欠いた喫煙行為による子ども等に対する火傷等の被害を防ぐことは重要である。

一方、マナーを守って喫煙される方が大半であると思われるため、まずは路上喫煙等の被害の防止に関する指針（以下「指針」という。）を定め、重点的に啓発する区域を設け、これまでに進めてきた啓発をさらに充実する。それにより、受動喫煙や美化環境汚染、火傷等の被害の防止に関する市民の意識向上に寄与するものとする。

3. 喫煙施設の取り扱いについて

今回の新たな取り組みは、主に駅前等の公共空間という人通りの多い場所に対して行うものであり、喫煙者に対し全面的な制限を課すものではない。よって、駅前等が狭隘な場所であること等を勘案すると、新たに喫煙所を追加設置する必要はないものとする。

【JR 長岡京駅東口に設置されている既設の喫煙所】

当駅周辺の喫煙マナーの現状を考えれば、指針による啓発強化と対にする形で、当面喫煙所自体は必要と考える。しかし、子どもや妊婦など、受動喫煙による健康影響の大きい方々、たばこの煙やにおいを好まない者に対する配慮という視点で見ると、現状の施設の状況では好ましくないものと言わざるを得ない。今後、駅前の改修事業等が図られる場合には、事業計画上で可能ならば、望まない受動喫煙の防止が図られる施設への改修整備を行う。

また、スーパーなどの事業者に対しても、望まない受動喫煙等の被害防止が図られるよう、指針の趣旨を周知する。

4. 指針制定後

指針の運用による効果を今後検証し、改善の状況を見極めつつ、既存喫煙所の存否を含めた、さらなる取り組みの必要性について検討していく。